

ひろしま建築学生チャレンジコンペ2018 質問に対する回答

整理番号	回答日	件名	質問内容	回答
14		建築可能範囲について	建築可能範囲の変更前と変更後で10m×10mから6m×6mに変更になっていると思われませんが、10m×10mの範囲の中に6m×6mの範囲であればどこに計画してもよろしいと理解してよろしいでしょうか。	貴見のとおり、建築可能範囲(約6,000mm×約6,000mm)の計画であれば、約10,000mm×約10,000mmの範囲の中で自由に配置していただいてもかまいません。(実施要領「計画敷地図」(P.15)に寸法等を追記しました)
15		実施要綱の変更箇所について	実施要綱の変更につきまして、どこをどのように変更したかを具体的に公式HPのほうで掲載して頂けると幸いです。	県ホームページ上に下記のとおり記載します。 ※整理番号2, 整理番号14の質問を踏まえ、実施要領を修正しました。 修正内容: ・実施要領「計画敷地図」(P.15)に建築可能範囲の寸法(約6,000mm×約6,000mm)を追記 ・実施要領「計画敷地図」(P.15)に配置可能範囲の寸法(約10,000mm×約10,000mm)を追記